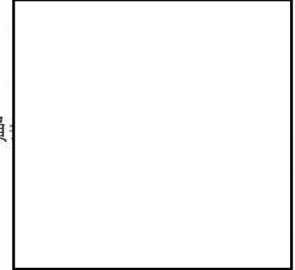


原規規発第 2207125 号
令和 4 年 7 月 1 2 日

関西電力株式会社
執行役社長 森 望 殿

原子力規制委員



大飯発電所第 3 号機の一部使用承認について

2021年12月10日付け関原発第494号(2022年7月1日付け関原発第229号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました標記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

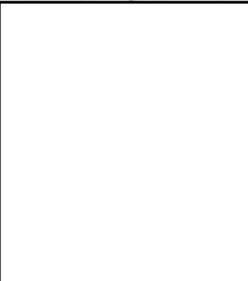
使用前確認申請書(2021年12月10日付け関原発第494号(2022年7月1日付け関原発第229号をもって変更の内容を説明する書類の提出))の添付資料-4「使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類」に記載の設備。

2. 使用の期間

自：2022年8月10日
至：本申請に基づく、確認証交付日

3. 使用の方法

大飯発電所第 4 号機を運転するために、火災防護設備を使用する必要があるため、一



部工事が完了した火災防護設備を本申請に基づく、確認証交付日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。